

# J R 東海会社による

## 加藤誠二君への不当処分に対する抗議声明

本日9月27日、JR 東海会社は、JR 東海労名古屋地本の業務部長である加藤誠二君に対して、「懲戒解雇」の処分を発令した。この懲戒解雇処分はまったく不当であり、満腔の怒りを持って強く抗議する。

この東海会社による「懲戒解雇」の事由は、「平成19年1月15日から1月16日にかけての深夜の勤務時間中に勤務箇所の管理者の占有管理にかかる内部文書を窃取した行為は、社員としていちじるしく不都合な行為である。よって、就業規則第140条及び同141条により懲戒解雇する」というものである。

そもそも、「勤務箇所の管理者の占有管理にかかる内部文書を窃取した」なる事実は存在しない。にもかかわらず、会社は加藤誠二君が勤務地である蒲郡駅から「会社資料」を持ち出したというデッチ上げをおこない、告訴したのである。

この告訴を通じて、警察権力は7月13日、東海労本部をはじめとして大がかりな家宅捜索を行い、会社は、本人に即刻「就業制限」を行うという、両者一体となった連携プレーのもとにこの不当な処分を下したのである。

しかし、家宅捜索と76日も続く異常な就業制限をかけた中で、愛知県警は数回にもわたって繰り返した事情聴取にもかかわらず、送検したのみで、起訴することもできていない。明らかに「窃盗容疑」なるものは口実であり、JR 東海労の組織破壊を狙ったものといえる。

労働運動や平和運動を破壊するために、JR 総連やその傘下の組合に対する弾圧はますますエスカレートしている。JR 浦和電車区事件の美世志会の解雇と軌を一にする加藤君への懲戒解雇を絶対に許すことはできない。

JR 総連は、不当処分に対して強く抗議するとともに、不当な労務管理・組織破壊攻撃と闘う東海労の仲間たちと連帯し、不当処分への抗議と撤回に向けた闘いを全国からつくりだすことを呼びかける。JR 総連はその最先頭で闘うことを明らかにする。

2007年9月27日

全日本鉄道労働組合総連合会（JR 総連）